

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 9 日

各務原市内介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に
関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について（周知）

日頃より市行政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、厚生労働省より「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 40 号）が令和 3 年 2 月 25 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日より施行されることについて別添のとおり通知がございましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 添付資料

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について（令和 3 年 3 月 2 日付厚生労働省医政局長ほか連名通知）

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
MAIL	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp